

学校いじめ防止基本方針（通信制の課程）

青森県立八戸中央高等学校

1 いじめ防止基本方針

教育は、知・徳・体のバランスのとれた人づくりにある。大人への階段を昇りゆく生徒が集う本校では、その崇高な目的を見据え、生徒が夢と志をもって学びを深め、自立した社会人に成長していけるよう教育活動に取り組んでいる。その学びの場は、生徒が集団の中で良好な人間関係を築き前向きに学習に取り組んでいける環境が保障されていなければならない。しかし、近年、学校内外におけるいじめがきっかけとなり、不登校になったり、自殺を図ろうとするなど、痛ましい事案が全国的に発生している。いじめは、著しい人権侵害であるばかりでなく、学校の最も大切な学習環境を損ねる行為であり、絶対に許されない行為である。

そこで、本校では生徒が集団の中で健全に切磋琢磨し充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止体制を整え、その未然防止を図るとともに、いじめが認知された場合においては適切かつ速やかに解決するために、「学校いじめ防止基本方針」をここに定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と「一定の人的関係」にある他の生徒が行う心理的又は「物理的な影響」を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もある。

また、好意から行った行為、が意図せずに相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることなどを意味する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの生徒、どの学校においても起こり得る」との認識の下に、いじめの未然防止は学校・教職員の責務と心得、「いじめは絶対に許されない」との認識に立って指導する。

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめを受けた生徒」、「いじめを行った生徒」だけではなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の生徒が関わっている場合が多く、周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。そのため、単にいじめの当事者だけではなく、周囲の生徒や学級・学年・学校全体の指導も不可欠である。

②いじめの動機

いじめの動機には、相手をねたみ、引きずり下ろそうとする嫉妬心、相手を思いどおりに支配しようとする支配欲、遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする愉快犯的な心理、強いものに追従する、数の多い側に入っていたいという同調性、感覚的に相手を遠ざけたい心理としての嫌悪感、相手の言動に対して反発・報復したい心理、いらいらを晴らしたい欲求不満等が考えられる。

(4) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする

3 いじめ防止の指導體制・組織的対応

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り

いじめに向かわない態度・能力の育成等のために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取り組みの方針を定め、その具体的な指導内容のプログラムを策定する。

※別紙1 学校いじめ防止プログラム

(2) 日常の指導體制（未然防止・早期発見）

いじめを未然に防止し、早期に発見するために日常の指導體制を以下のとおりとする。

※別紙2 日常の指導體制（未然防止・早期発見）のマニュアル

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いがあった場合の解決に向けた組織的対応を以下のとおりとする。

※別紙3 いじめ発生時の組織的対応のマニュアル

(4) いじめ対策協議会といじめ防止委員会の設置

校内職員と外部専門家により構成されるいじめ対策協議会と、その補助組織である、いじめ防止委員会を置く。構成員、任務等については、別紙1、2のとおりとする。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

生徒が自殺を企図した場合や、いじめを原因として精神性の疾患を発症又は身体に重大な傷害を負った場合、高額な金品を継続的に奪い取られる等明らかな犯罪行為が認められた場合等

②いじめが原因で生徒が一定期間連続して出校したくても出来ない場合

③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

＊この際は、重大事態が発生したものとして、報告、調査等を行うことになる。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合（必要に応じて生徒指導委員会、いじめ対策協議会等の検討を経て）、校長が県教育委員会に報告する。調査主体が学校の場合、いじめ対策協議会を招集して事実関係を調査するとともに、対策を検討・実施する。また、調査主体が県教育委員会の場合、指示に従って資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) 事情聴取の際の留意事項

- ・いじめを受けている生徒や、いじめを行っている生徒は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・いじめの内容や生徒の様子により該当者を自宅まで送り届ける等、配慮する。

5 いじめの予防

いじめ問題で重要なことは、まずいじめを起こさせない予防的取組である。そのため学校の教育活動全体を通して、生徒の規範意識や自己有用感を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。※別紙4 いじめの予防・早期発見（具体的計画）

(1) 授業の充実、道徳教育の充実

- ・授業において、生徒に「わかる」という気持ちを持たせるとともに、小さくても成功体験を実感させることで自信を持たせ、自己有用感を高める。
- ・各教科で計画的に人間としてのあり方や生き方について考えさせる内容を盛り込む。

(2) 特別活動の充実

- ・ホームルーム活動において、話し合う機会や他の生徒の発表を聞く機会を設定することにより、人間関係づくり、集団への帰属意識を高める。
- ・ボランティア活動や、アルバイト等を通じて社会性を成長させ、また学校外での人間関係づくりに取り組む。
- ・講習会等においてネットリスク（危険性、法的問題）教育を充実させる。

(3) キャリア教育の充実

- ・総合的な学習の時間において、擬似的な社会を体験させることで、ソーシャルスキルを身につけ、社会性を高める。

(4) 教育相談の充実

- ・クラス担任を中心にして定期的に面談（2者、3者）を行うことで、早期に生徒の変化を捉える。（5月～6月、9月～11月）

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」においてネットモラル（正しい使い方）教育を充実させる。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

- ・保護者会における講演会の実施
- ・学校評議員会での報告、協議

6 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「いじめ発生時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒のサイン ※別紙5

(3) 教室・家庭でのサイン ※別紙6

(4) 相談体制の整備

- ・教員への相談・担任との面談の定期的実施（5月～6月、9月～11月）

(5) 定期的調査の実施

・定期的アンケートの実施（8月、1月） ※別紙7

・緊急アンケートの実施（重大事態、またその可能性がある場合） ※別紙8

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

7 いじめへの対応

(1) いじめへの対応の基本的な流れ

①いじめ発見（アンケート、生徒、保護者等）

- ・いじめの疑いがあったら、発見者が生徒指導主事、管理職に報告する。

②情報収集、事実確認、記録

・管理職の指示に従い、生徒指導部を中心に役割分担し情報収集、事実確認、記録を行う。また、事実関係の把握により重大事態であるか判断する。

③いじめ対策協議会の開催

・いじめ対策協議会の構成員は校長、教頭、生徒指導主事、年次主任、情報担当教員、養護職員、関係ホームルーム担任、臨床心理士、学校評議員とする。

・事実確認調査、情報収集、情報提供、説明責任の役割分担をし「誰がどう動くか」を確認する。

・いじめを受けた生徒・保護者、いじめを行った生徒・保護者とも事実確認をする。

・指導方針を決定する。

・いじめ解決に向けて、的確な指導体制を確立し継続指導、経過観察を行う。学校だけの解決が困難な場合、関係機関と連携して対応する。

④職員会議の開催

・いじめの内容、指導方針、役割分担を全教員で共通理解をし、いじめ対策協議会と連携、協力しながら、いじめ解決に向け協働して指導に取り組む。

(2) 生徒への対応

①いじめを受けた生徒への対応

●基本的な姿勢

・いかなる理由があっても、徹底していじめを受けている生徒の味方となり、守り通すことを約束する。

・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

●事実の確認（事情聴取）

・担任を中心に生徒が話しやすい教員等が対応する。

・いじめられた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

●支援

・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。

・学校は、いじめを行っている生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

・生徒のよさや優れているところを認める。

・いじめを行っている生徒との今後の付き合い方など、行動を具体的に指導する。

・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守り、いつでも相談できる状態であることを伝える。

●経過観察等

・面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

・スクーリングや特別活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

②いじめを行った生徒への対応

●基本的な姿勢

・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導する。

●事実の確認（事情聴取）

・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。

・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

●指導

・いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。

・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。

・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。

・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行っている生徒を学校に出校させないことや、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。

●経過観察等

- ・面談等を通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
- ・スクーリングや特別活動を通して、プラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③傍観したり周囲にいた生徒への対応

●基本的な姿勢

- ・いじめは、年次等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

●事実の確認

- ・いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

●指導

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受けとめさせる。
- ・いじめを受けている生徒は、傍観したり周囲にいた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

●経過観察等

- ・特別活動等を通して、集団をプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、注意を怠らず、継続して指導を行う。

(3) 保護者への対応

①いじめを受けている生徒の保護者に対して

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けている生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、指導方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで、いじめを行っている生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめを行っている生徒の保護者に対して

- ・事情聴取後、家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- ・いじめを受けている生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・誰もが、いじめられる側にも、いじめる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

- ・教員が間に入って関係調整が必要な場合がある。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・県教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでは解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 県教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

※別紙9 「いじめ対応の事象把握の流れ、具体的対応の流れ」のマニュアル

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、その他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係わる行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月以上継続して止んでいること。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等で確認する。

8 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

Line@や Facebook 等の SNS を介して、文字や画像を使い特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどが、ネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリングの徹底

フィルタリングとは、生徒に好ましくないサイトを、生徒の携帯電話やスマートフォン等から見られなくするサービスである。子供たちが見るサイトを、全て管理することは実質的に不可能である。有害サイトへのアクセス制限、アプリの利用制限、無線 LAN 回線の利用制限、利用時間制限など、生徒を被害から守るためにフィルタリングを徹底する。

・保護者の見守り

携帯電話やスマートフォン等を上手に活用するためには、家庭でのルール作りが必要である。保護者が一方的に押し付けるのではなく、生徒と一緒に利用目的、時間帯等を話し合う。もし、ルールを守れなかったときには、利用を一時禁止するなどのペナルティを決めておく。

②情報教育の充実

・情報モラル教育の充実

教科「情報」を中心として、ホームルーム活動や各教科で情報モラルについて学習する。

・教員の研修会を開催し、共通理解を図る

すべての教員が研修会等の機会を通して、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

③ネット社会についての講話（防犯）の実施

生徒向け講習会（外部との連携）を実施し、ネット社会の危険性を学習する。

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

・いじめを受けた者からの訴え

面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、いじめを受けた生徒の立場に寄り添った支援を行う。また、メールに返信したり、問い合わせの連絡先に連絡したりしないことを指導する。

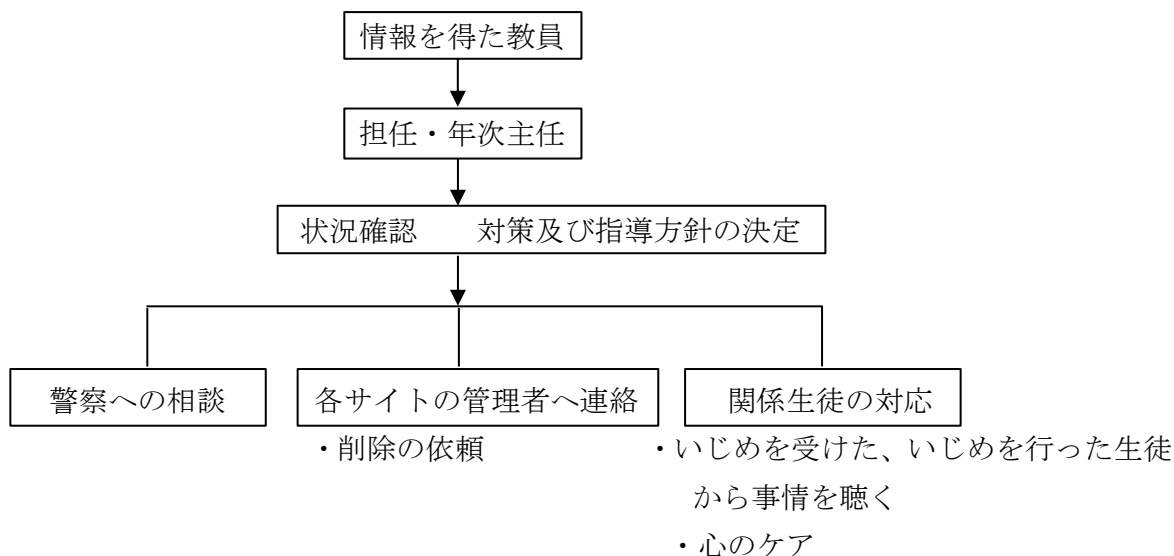
・閲覧者からの情報

報告を受けた者は、速やかに関係職員に連絡し、今後の対応について指示を受ける。

・ネットパトロール

情報科教員が中心となり、プロフィールサイトや、ブログを監視する。

② 不適切な書き込みへの対処



9 評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、学校におけるいじめ防止対策が、予定通り実施され、防止効果を果たしているかを検証し、次年度への改善につなげるために次のような検証及び検討を行う。

(1) 検証

- ①前期（8月）・後期（1月）の生徒授業アンケートに、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み検証を行う。
- ②学校評価保護者アンケート（12月）に、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み検証を行う。
- ③学校評価教職員アンケート（2月）に、いじめ対策に関する評価項目を盛り込み検証を行う。

(2) 検討

アンケートの評価項目をもとに、職員会議において、その取組状況と防止効果を検討し、いじめ防止委員会に次年度の改善を促す。いじめ防止委員会は、年度末までに改善策を検討しいじめ対策協議会に報告する。いじめ対策協議会は、その改善策を協議・決定し次年度の取組に反映させる。